

**承認第4号** 専決処分の承認を求めることについて

(内容) 平成28年度宇陀市一般会計補正予算(第5号)について

○提案説明

地方自治法第213条及び地方自治法施行令第146条に規定される翌年度に繰り越して使用することができる歳出予算の経費の繰越明許費については、年度内に当該年度から翌年度に繰り越すための補正予算を計上しなければならない。

今回の補正予算は、平成29年第1回(3月開催)宇陀市議会定例会の提出案件であった平成28年度宇陀市一般会計補正予算(第4号)に繰越明許費を計上していたが、「第2表 繰越明許費補正 1追加」表中に、次の事項が計上漏れとなっていたことが判明したため、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分とし、同法第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、承認を求めるものである。

1. 繰越明許費補正(追加)

(単位:千円)

| 款     | 項       | 事業名          | 金額     |
|-------|---------|--------------|--------|
| 4 衛生費 | 1 保健衛生費 | 上水道事業会計出資金事業 | 53,500 |